

基本を おさらい!

公的 年金制度の しくみ

公的年金がどのような仕組みで成り立っているのか、知っておきたい基本の「き」を解説します。

監修 / 社会保険労務士 望月厚子



公的年金制度は「世代間で支え合うシステム」

日本の公的年金制度は、「世代と世代で支え合う」という考え方をもとに、働いている世代(現役世代)が納めた保険料を、そのときの高齢者などの年金にあてる仕組みで運営されています。また、税金や保険料の一部を積立運用したお金も財源となっています。



少子高齢化に対応するために

給付水準を調整する仕組みが導入されています

将来の現役世代の負担が重くなりすぎないように、保険料の水準が2017年に固定されました。一方、年金の支給額は、現役世代の減少や平均寿命の延びに合わせて調整する仕組み(マクロ経済スライド)となっています。

5年に1度、見直しがおこなわれます

年金制度がおおむね100年後まで維持できるよう、保険料や税による負担と年金給付のバランスを、定期的に国がチェックしています。

1 働き方によって加入する年金が異なります



● 年金制度は「3階建て」構造

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
私的年金	企業年金、国民年金基金、確定拠出年金など			3階
公的年金		厚生年金		
	国民年金(=基礎年金)			1階

公的年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する「国民年金(基礎年金)」と、会社などで働く方が加入する「厚生年金」の2階建てになっています。また、3階部分として、企業年金や国民年金基金などがあります。

● 公的年金の被保険者は「3種類」

第1号被保険者

対象者: 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方など、第2号被保険者でも第3号被保険者でもない方。

保険料など: 国民年金保険料を本人または世帯主・配偶者のいずれかが納めます。諸手続きは市区町村役場などで自分でおこないます。



第2号被保険者

対象者: 70歳未満の会社員や公務員など。パートやアルバイトも、一定の条件を満たす場合は厚生年金に加入します。

保険料など: 給与及び賞与から天引きされます。諸手続きは、勤務先がおこないます。



扶養

第3号被保険者

対象者: 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満、かつ配偶者の年収の2分の1未満の方)。

保険料など: 第2号被保険者全体が負担しているため、個別に納める必要はありません。諸手続きは第2号被保険者の勤務先がおこないます。



2 公的年金の給付は「3種類」あります



● 原則、65歳からもらえる「老齢年金」

受給資格期間^{*}を満たした方が、原則として65歳から受給できます。

※保険料納付済期間や保険料免除期間などを合算した期間が10年以上

老齢基礎年金

対象: 受給資格期間を満たした方すべて。

年金額: 国民年金保険料の納付月数や厚生年金の加入期間(20歳以上60歳になるまで)などに応じて計算。満額の場合は81万6000円(1956年4月2日以降生まれ)。

老齢厚生年金

対象: 老齢基礎年金の受給資格があり、厚生年金の加入期間がある場合に、老齢基礎年金に上乘せして受給する。1961年4月1日以前に生まれた男性、1966年4月1日以前に生まれた女性で、厚生年金などに1年以上加入していた場合、65歳より前に特別支給の老齢厚生年金も受給できる。

年金額: 厚生年金の加入期間や加入中の給与等に応じて計算。条件を満たす配偶者や子がいる場合、加算あり。

● 病気やケガにより生活や仕事に支障が出たときにももらえる「障害年金」

病気やケガで生活や仕事制限される状態になった場合は、現役世代の方も受け取ることができます。なお、受給するには保険料納付要件などがあります。

障害基礎年金

対象: 国民年金に加入中(または公的年金制度に加入していない20歳未満や60歳以上65歳未満時)に初診日のある病気やケガで、一定の障害状態^{*1}にある場合。

年金額: 1級は102万円。2級は81万6000円(1956年4月2日以降生まれ)。子^{*2}がいる場合は加算あり。

障害厚生年金

対象: 厚生年金に加入中に初診日^{*3}のある病気やケガで、一定の障害状態^{*1}にある場合。障害状態が3級より軽い場合は障害手当金(一時金)を受給。

年金額: 障害等級、厚生年金の加入期間や加入中の給与等に応じた額。1級と2級の場合、配偶者の加算あり。

● 家計を支えていた方が亡くなったときにももらえる「遺族年金」

国民年金または厚生年金の加入者や加入者だった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受給できます。なお、受給するには保険料納付要件があります。

遺族基礎年金

対象: 国民年金に加入中の方、老齢基礎年金の受給資格のある方などが亡くなった場合、子^{*2}のある配偶者または子が受給できる。

年金額: 81万6000円(1956年4月2日以降生まれ) + 子の加算額。

遺族厚生年金

対象: 厚生年金に加入中、または加入中に初診日のある病気やケガで初診日から5年以内に死亡した場合などに、遺族が受給できる。

年金額: 死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3。

※1 法令で定められた障害等級表の1級・2級(障害厚生年金は3級もあり)。

※2 年金制度で「子」とは、18歳になった年度の3月31日まで、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方のこと。

※3 障害の原因となった病気やケガで初めて医師等の診療を受けた日のこと。

3

公的年金に上乗せして 受け取る私的年金って？

公的年金にさらに上乗せしたい場合には「私的年金」を利用します。個人や企業が選択的に加入し、公的年金の保険料とは別に掛金を納めます。

● 私的年金は大きく分けて「2種類」

企業型

勤め先によっては、確定給付企業年金(DB)や、自分で掛金を運用する企業型確定拠出年金(DC)、厚生年金基金などが利用でき、厚生年金に上乗せして受給できます。こういった制度があるかは、勤め先にご確認ください。

個人型

個人が任意で利用できる私的年金としては、国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)があります。国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々が老齢基礎年金に上乗せしたい場合に利用します。



iDeCoも私的年金の一種

加入申込、掛金の拠出・運用のすべてを自分自身でおこないます。そして、掛金と運用益の合計額を、一時金、有期の年金、終身年金のいずれかとして受け取ります。掛金はすべて所得控除の対象となり、運用益は非課税になります。

なお、資産は原則として60歳になるまで引き出せません。運用成績によっては受取額が目減りすることがあります。

年金

知っ得ニュース

2024年11月～

マイナンバーの利用で

戸籍謄本の一部の添付が省略可能に

法の改正により、行政機関同士での、マイナンバーを活用した戸籍情報の取得が可能になりました。これにより、年金請求時に添付が必要だった戸籍謄本または戸籍抄本の一部が省略できます。対象となるのは、請求される方と配偶者との身分関係、または請求される方と20歳以下の子との身分関係を確認する場合です。



育児休業の取得率向上のため
保険料が免除されます

厚生年金に加入している方が育児休業を取得するさい、健康保険・厚生年金の保険料は、加入者の分も事業主の分も免除されます。手続きは、勤務先がおこないます。

